

## 浜松市医療保護入院及び応急入院のための移送業務等実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市が実施する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)による医療保護入院及びに応急入院(以下「医療保護入院等」という。)に係る移送等に関し必要な事項を定める。

### (移送制度の基本的考え方)

第2条 医療保護入院等のための移送は、緊急に入院を必要とする状態にあるにも関わらず、精神障害のために患者自身が入院の必要性を理解できず、家族や主治医等が説得の努力を尽くしても本人が病院に行くことを同意しないような場合に限り、本人に必要な医療を確保するため、市長が公的責任において適切な医療機関まで移送するものである。したがって、この移送制度の対象とならない者に本制度が適応されることがないように、事前調査その他移送のための手続きを適切に行うことが重要である。

### (定義)

第3条 この要綱において、医療保護入院とは、法33条第1項の規定による入院をいう。

2 この要綱において、応急入院とは、法33条の7第1項及び第2項の規定による入院をいう。

3 この要綱において、応急入院指定病院とは、法第33条の7第1項の規定により、都道府県知事による指定を受けた精神科病院をいう。

4 この要綱において、移送とは、法第34条第1項、第3項、第4項の規定により精神障害者を精神科病院に移送すること(精神保健指定医(以下「指定医」という。)による精神障害者の診察を含む。)をいう。

### (移送に係る申請)

第4条 申請者は、原則として、法第33条第2項に規定する家族等(以下、「家族等」という。)とする。

2 移送制度の利用に係る申請は、「医療保護入院及び応急入院のための移送制度利用申請書」(様式第1号)を、市長に提出して行うものとする。

### (移送対象者の基準)

第5条 移送対象となる者は、措置症状に該当する自傷他害行為が認められないこと、身体疾患による重篤な状態でないものであって、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 家族等あるいは医療機関等による対応を行ったが、有効な解決が得られず、次に掲げるいずれかの状態と判断された者

ア 睡眠、栄養、清潔の保持、電気・ガスの確保等、基本的生活の維持に困難が生じている状態のもの

イ 社会生活上必要な状況認識や判断に著しい障害があり、適切な行動がとれない状態が持続、増悪している状態のもの

(2) 幻覚、妄想あるいは明白な異常行動（激しい興奮や多動、重い社会的な引きこもり等）が反復、持続しており、精神障害の存在が強く疑われる者

(3) 医師による早急な診察が必要であるにも関わらず、当該診察に対し、強い拒否を示す者

（職員の派遣等）

第6条 市長は、申請のあった事例について、法第34条に規定する移送にかかる事前調査を行う必要があると判断した場合は、当該調査のために担当課職員を速やかに現地に派遣する。

2 市長は、前項の規定により職員を現地派遣する場合には、事前に申請者に対してその旨を連絡する。

3 派遣された職員（以下「派遣職員」という。）は、指定医による診察の必要性を判断するために事前調査を行い、状況を把握するとともに、事前調査の対象者の家族や主治医等と連絡をとり、これまでの治療状況等についての把握に努めるものとする。

4 派遣職員は、事前調査を行った場合は、その結果を「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する事前調査票」（様式第2号。以下「事前調査票」という。）に記載するとともに、市長に当該事前調査の内容を報告する。

（移送業務等検討会議の実施）

第7条 市長は、派遣職員から前条第4項による事前調査の結果を受けて、移送実施の可否に係る検討会議を開催する。

2 調査を担当した職員は、事前調査票を検討会議に提出し、その内容を報告するものとする。

3 派遣職員は、担当課課長、精神保健福祉センター所長、担当グループ長、担当職員その他市長が必要と認めた関係機関の職員とする。

4 市長は、検討会議で決定した事項について、「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律34条の適用に関する判定結果について」（様式第3号）にて申請者に通知する。

（移送業務等連絡調整会議の実施）

第8条 市長は、検討会議の結果に基づき移送を実施する場合は、その具体的方法及び実施内容について調整するため、連絡調整会議を開催する。

2 連絡調整会議の参加者は、担当グループ長、担当職員、診察を依頼する精神保健指定医、家族等（申請者）、移送先の応急入院指定病院の職員その他市長が必要と認めた関係機関の職員とする。

3 市長は、連絡調整会議の参加について、診察を実施する精神保健指定医及び家族等、関係

機関の職員等については、あらかじめ出席を依頼する。

( 移送手続き )

第9条 医療保護入院等のための移送手続きは、市長が指定医の診察が必要であると判断した時点から開始され、移送先の応急入院指定病院に入院した時点又は医療保護入院等のための移送が不要と判定された時点で終了するものとする。

- 2 法第34条第1項の規定による家族等の同意は、「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する同意書」(様式第4号)により行うものとする。
- 3 市長は、移送手続きの開始後、警察官に臨場の要請が必要とされる場合等については、警察署に対して情報提供に努めるものとする。
- 4 移送手続き中に移送の対象者の所在が不明となったときは、第1項の規定に関わらず移送手続きは終了するものとする。この場合において、市長は当該移送の対象者の所在を確かめるよう努めなければならない。

( 医療保護入院等のための移送にかかる指定医の診察 )

第10条 市長は、法第34条に規定する診察が必要であると判断した場合、速やかに指定医の診察を行うために必要な手続きを開始するものとする。なお、この診察は、移送の対象者が入院を予定している応急入院指定病院の指定医以外によって行われることを原則とする。

- 2 市長は、前項の規定による診察を行う場合、「指定医の診察の実施について」(様式第5号)により、申請者に対して診察の日時等を通知するとともに、診察依頼書(様式第6号)により指定医に対して診察の依頼をする。
- 3 派遣職員は、指定医に事前調査結果を報告するとともに、報告を行ったことについて指定医の確認を得るものとする。なお、指定医の確認は、事前調査票(様式第2号)の指定医の確認欄に当該指定医の署名することによるものとする。
- 4 市長は、指定医の診察を行う場合、担当課職員を立ち合わせなければならない。また家族等は指定医の診察に立ち会うことができるものとする。
- 5 診察の実施にあたっては、家族等の協力を得てその居宅に立ち入り、診察を行うことができるものとする。家族等が存在しない場合には、措置入院の手続きをとる必要があると認められない限りは本人の了解を得ないで居宅で診察をすることはできないものとする。
- 6 指定医は、診察の結果等について、「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票」(様式第7号)に記載するものとする。
- 7 指定医は、移送時の行動制限を行うことが必要であると認めたときは、「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票」(様式第7号)に行動制限の必要性について記入するとともに、当該行動の制限を受けるものに対して、行動制限を行う旨及びその理由を知らせよう努めなければならない。

( 移送の実施 )

- 第 1 1 条 市長は、指定医の診察の結果、医療保護入院等のための移送が必要であると判断した時は、「医療保護入院等のための移送に関する同意書」( 様式第 4 号 ) により、家族等の同意を得て、応急入院指定病院に移送することができる。
- 2 移送を行う場合、市長は移送の対象者に対して、法第 3 4 条第 4 項に規定する事項について「移送に際してのお知らせ」( 様式第 8 号 ) により、告知しなければならない。また家族等に対しても移送を行う旨等を知らせるように努めるものとする。
- 3 市長は、指定医の診察の結果、医療保護入院等が必要と判断した場合は、速やかに移送の対象者を本人の現在場所から応急入院指定病院に搬送できるよう車両を用意するものとする。
- 4 市長は、指定医による判定の結果、医療保護入院等をさせるために応急入院指定病院に実際に搬送するに当たっては、あらかじめ入院させる応急入院指定病院に、指定医の診察結果の概要等について連絡するよう努めるものとする。
- 5 市長は、移送に当たって担当課職員を移送の対象者に同行させなければならない。
- 6 移送の対象者に同行して移送を行った職員は、「移送記録票」( 様式第 9 号 ) を作成し、市長に結果を復命する。
- 7 市長は、移送を実施した場合、当該対象者の移送先である応急入院指定病院に対して、「事前調査票」( 様式第 2 号 ) 及び精神保健指定医の記載した「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票」( 様式第 7 号 ) 「移送記録票」( 様式第 9 号 ) の写しを提供しなければならない。

( 応急入院指定病院への入院 )

- 第 1 2 条 移送が行われた対象者については、応急入院指定病院において、改めて指定医の診察は実施しないが、移送対象者に対して法 3 3 条の 3、法 3 3 条の 5 の規定による告知を行わなければならない。
- 2 医療保護入院及び応急入院のための移送が行われた場合、応急入院指定病院が、「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票」( 様式第 7 号 ) の写しを受けとることにより、医療保護入院及び応急入院を行うこととする。
- 3 医療保護入院者の入院届及び応急入院届の記載事項のうち、病名等指定医が記載する項目については、別途、記載する必要はない。ただし、これらの届出書の「第 3 4 条による移送の有無」の欄に移送があったことを記載しておくものとする。なお、これらの入院届の届出にあたっては、「事前調査票」( 様式第 2 号 ) 「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票」( 様式第 7 号 ) 「移送記録票」( 様式第 9 号 ) を当該入院届に添付するものとする。
- 4 また、移送の対象者の入院後 7 2 時間以内に、応急入院指定病院において、医療保護入院

及び応急入院の病状にないと判断し退院手続きを採る場合は、指定医の診察によるものとする。

(入院後の支援)

第13条 応急入院指定病院において患者の治療方針を立てるにあたっては、入院以前の医療機関の主治医と十分な連携をとるように努めるものとする。

2 移送が行われた対象者については、応急入院指定病院、その他関係機関と連携し、対象者の支援について検討しなければならない。

(記録の保管)

第14条 市長は、移送に関して作成または收受した書類、及び会議等の記録を5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、医療保護入院等のための移送に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第 1 号

医療保護入院及び応急入院のための移送制度利用申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 住所

氏名 印

続柄

下記の者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 34 条に規定される移送の実施を申請します。

記

対象者	フリカナ氏名	(男・女)		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日(満 歳)		
	住所			
家族等	フリカナ氏名		続柄	
	住所			
	連絡先	携帯・自宅 ( ) -		
現在の対象者の状況				

様式第2号

医療保護入院及び応急入院のための移送に関する事前調査票

医療保護入院 及び応急入院 のための移送 が必要と考え られる者	フリガナ 氏名	(男・女)			生年 月日	年 月 日 (満 歳)
	住 所					
	職 業				保険	健保・共済・国保・生保・申請中 その他( )・未加入
家族等	フリガナ 氏名	続柄 ( )			住所	
申請者	フリガナ 氏名	続柄 ( )			住所	
家族の状況	氏名	年齢	続柄	職業	同居・別居	備考
					同居・別居	
					同居・別居	
					同居・別居	
					同居・別居	
					同居・別居	
					同居・別居	
調査対象者の所在地						
生活歴及び既往歴	(病名、推定発症時期・年齢、治療歴、相談・支援歴等)					
調査時の状況 (主要症状、問題行動、本人の同意など)						
主治医との連絡	氏名				連絡先等	
	主治 医意見					
事前調査の総合判定 (調査者の意見)	1 移送を行うための診察が必要      2 移送を行うための診察が不要					
診察が不要の場合の 対応方針						
調査年月日等	年 月 日			時 分 ~ 時 分		
	職員氏名				所 属	
精神保健指定医 の確認(署名)	年 月 日 時 分			所 属 署名		

第 号  
年 月 日

(申請者) 様

浜松市長

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 34 条の適用に関する判定結果について (通知)

このことについて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 34 条の規定により調査し、協議した結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 対象者

氏 名 (男・女)

住 所

生年月日

2 判定結果

3 判定理由



医療保護入院及び応急入院のための移送に関する同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

同意者

氏名

印

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第34条の規定に基づき、下記のを応急入院指定病院に移送することに同意します。

記

移送の対象者	フリカ`ナ 氏名				生年 月日	M・T・S・H 年 月 日 ( 歳)
	住 所					
同 意 者	フリカ`ナ 氏名	続 柄		生年 月日	M・T・S・H 年 月 日 ( 歳)	
	住 所					

(申請者) 様

浜松市長

指定医の診察の実施について

このことについて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 34 条の規定により、次のとおり精神保健指定医の診察を実施します。

記

被 診 察 者	住 所	
	フリカ`ナ 氏 名	(男 ・ 女)
	生年月日	昭和・平成 年 月 日(満 歳)
診 察 日 時	年 月 日 午前 ・ 午後 時 分から	
診 察 場 所		

(精神保健指定医) 様

浜松市長

診 察 依 頼 書

このことについて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 34 条の規定により、次のとおり精神保健指定医としての診察を依頼します。

記

被 診 察 者	住 所	
	フリカ`ナ 氏 名	(男 ・ 女)
	生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)
診 察 日 時	年 月 日 午前 ・ 午後 時 分から	
診 察 場 所		
診察に立ち会う 職員名		

様式第7号

医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票

フリガナ氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (満 歳)
住所			
病名	1 主たる精神障害 ICD 桁ゴリ ( )	2 従たる精神障害 ICD 桁ゴリ ( )	3 身体合併症
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄 )		
初回入院期間	昭和・平成 年 月 日 ~ 昭和・平成 年 月 日 (入院形態 )		
前回入院期間	昭和・平成 年 月 日 ~ 昭和・平成 年 月 日 (入院形態 )		
初回から前回までの入院回数	計 回		
現在の病状又は状態像	<p>意識</p> <p>1 意識混濁 2 せん妄 3 もろろう 4 その他 ( )</p> <p>知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>記憶</p> <p>1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ( )</p> <p>知覚</p> <p>1 幻聴 2 幻視 3 その他 ( )</p> <p>思考</p> <p>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸</p> <p>6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ( )</p> <p>感情・情動</p> <p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越</p> <p>6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ( )</p> <p>意欲</p> <p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止</p> <p>6 無為・無関心 7 その他 ( )</p> <p>自我意識</p> <p>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ( )</p> <p>食行動</p> <p>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ( )</p> <p>&lt;その他の重要な症状&gt;</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ( )</p> <p>4 その他 ( )</p> <p>&lt;問題行動等&gt;</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ( )</p>		

	<現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もろろ状態 9 認知症状態 10 その他( )	
医療保護入院の 必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)		
緊急性の判定	1 直ちに入院が必要	2 緊急を要しない
本人の同意	1 可能	2 不可能
判定理由		
判定結果	1 医療保護入院又は応急入院が必要	2 不必要
以上のように診断する。 年 月 日 精神保健指定医氏名(署名)		
移送の手続きにおける行動の制限	行動制限の有無	1 行動制限を行った 2 行わなかった
	行動制限の内容	
	症状	
	告知	1 告知を行った( 年 月 日 時 分)
	開始日時	年 月 日 時 分
その他の特記事項		
年 月 日 精神保健指定医氏名(署名)		

記載上の留意事項

- 1 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 2 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 3 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものと、主として最近のそれに重点を置くこと。

第 号  
年 月 日

(対象者) 様

浜松市長

移送に際してのお知らせ

1 あなたをこれから、医療保護入院( 応急入院 )のために次の病院に移送します。

(病院名)

(所在地)

2 あなたの移送は、 で行います。

3 あなたの移送中、医療上必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。

4 この移送に不服のあるときは、この移送の日の翌日から起算して、60日以内に静岡県知事に対し、審査請求をすることができます。

5 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内限り、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表とする者は浜松市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)  
また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

移送記録票

医療保護入院及び応急入院のための移送が必要と考えられる者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名	(男・女)			
	住所				
診察場所					
診察開始及び終了	(開始)	年 月 日	時 分		
	(終了)	年 月 日	時 分		
精神保健指定医名	所属			氏名	
診察の立会い者(家族等)	氏名 (患者との続柄)				
診察の補助者(所属・職種・氏名)	所属	職種	氏名		
	所属	職種	氏名		
精神保健指定医の診察結果	1 医療保護入院のための移送が必要 2 医療保護入院のための移送が不要				
移送に関する告知	1 告知を行った				
移送時間	(開始)	年 月 日	時 分		
	(終了)	年 月 日	時 分		
-----					
移送の概要(時刻、経路、方法)					
移送先の応急指定病院	名称			所在地	
移送補助者(所属・職種・氏名)	所属	職種	氏名		
	所属	職種	氏名		
	所属	職種	氏名		
移送同行者	職員等	所属	職種	氏名	
		所属	職種	氏名	
	家族等	氏名 (患者との続柄)			
行動制限の有無	1 行動制限を行った(内容) 2 行動制限を行わなかった				
その他特記事項					
家族等	氏名			続柄	
	住所				
記録者(所属・氏名)	所属	氏名			